

学校いじめ防止基本方針 《概要》

海 南 市 立 黒 江 小 学 校

1 学校いじめ防止基本方針の意義

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、人間の尊厳を侵害する許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのため、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、いじめがあると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為でも、何度も繰り返されたり、多くの者から行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) 学校対策組織

- ・ 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭、学年主任、学級担当、内科学校医、スクールカウンセラー等

(2) 未然防止

- ・ 道徳教育及び体験活動等の充実
- ・ 学級活動等の活性化
- ・ 授業づくりの改善と工夫

(3) 早期発見・早期解決

- ・ いじめアンケート等の実施（6月、11月、2月）
- ・ 日常の個人ノートや生活ノート、日記等の活用

(4) 教育相談体制の充実

- ・ 個人面談や保護者を交えた三者面談
- ・ スクールカウンセラー等との面接

(5) 早期対応

- ・ いじめを認知した場合、安全確保、事実確認、指導・支援・助言、情報提供に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(6) 学校間、警察等関係機関との連携

(7) 家庭・地域との連携